

平成 31 年 2 月 1 日

組合員・利用者の皆さま

利根沼田農業協同組合

代表理事組合長 林 康夫

不祥事件の発生とお詫びについて

この度誠に遺憾ながら、当組合において職員による不祥事件が発覚いたしました。

このような事態を招き、組合員・利用者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

なお、本件に関しまして、現時点で把握している内容と当組合の対応につきましてご報告させていただきます。

1 不祥事件の概要・これまでの経過

平成 28 年から職員（女性 40 代）が、お客様からお預かりした定期積金掛け金について入金処理を遅らせ、その間横領を行っていたものです。

発覚の端緒は、本年 1 月上旬に役席者が、解約時にお客様から組合に引き渡される定期積金証書を確認したところ、領収欄の押印に不審な点に気付いたことです。このため、内部調査を進めたところ、当事者が横領を認めたものです。なお、被害総額につきましては現在も調査中ではありますが、現時点で確認されている被害額は 32 万 5 千円、実被害額（損害が出ている金額）は 0 円です。

横領の総額、被害に遭われたお客様の数、横領金の使途については、現在調査中であり、当事者には自宅待機を命じています。

なお群馬県には、本件にかかる不祥事件の届出を行っております。

2 今後の対応

当組合としては、警察に被害の連絡を行うとともに、余罪・類似案件を含めた全容解明のため、引続き調査を進めてまいります。

役員の管理監督責任等については、第三者を加えた役員責任調査委員会を立ち上げ、厳正に処分を行います。また、関係職員については、懲戒委員会の決定に基づき、処分する方針です。

当組合としては不祥事件の再発防止に向け、綱紀の粛正・役職員における法令遵守等コンプライアンスの強化を図るとともに、内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼の回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

今回発覚いたしました不祥事件につきまして、重ねてお詫び申し上げますとともに今後とも当組合に対するご指導・ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ窓口】

利根沼田農業協同組合 本店 リスク管理室長

電話 0278-25-5052

※土日祝日を除く 9：00～17：00